

庁 議

日時： 5月18日（火）AM8：30 <3階大会議室>



【市長挨拶】

【協議事項】

- | | |
|--|---------|
| 1 太田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について | 総務部長 |
| 2 太田市市税条例の一部改正について | 総務部長 |
| 3 太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 4 太田市国民健康保険税条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 5 太田市国民健康保険条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 6 太田市介護保険条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 7 太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 8 市道路線の廃止及び認定について | 都市政策部長 |
| 9 太田市新田クリーンセンター下水道投入施設改造工事請負契約の締結について | 都市政策部長 |
| 10 財産の取得について（高規格救急自動車） | 消防長 |
| 11 太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について | 企画部長 |
| 12 太田市手数料条例の一部改正について | 市民生活部長 |

【連絡事項】

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| 1 令和3年度太田市功労者及び徳行者表彰式の挙行について | 秘書室長 |
| 2 群馬テレビデータ放送情報配信業務の開始について | 企画部長 |
| 3 太田市LINE公式アカウントの開設について | 企画部長 |
| 4 令和2年度相談業務等の実績報告について | 市民生活部長 |
| 5 令和2年度太田市消費生活センター相談実績報告について | 市民生活部長 |
| 6 令和2年度ふるさと納税の受領状況について | 市民生活部長 |
| 7 令和2年度1%まちづくり事業の実績報告について | 市民生活部長 |
| 8 地域の夏まつりの中止について | 市民生活部長 |
| 9 令和2年度公共交通機関の運行実績報告について | 市民生活部長 |
| 10 オーストラリア女子ソフトボール代表チームの事前キャンプ受入れについて | 文化スポーツ部長 |

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300



【 表 題 】

太田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

【 目 的 】

令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日 閣議決定）において、税務関係書類における押印義務の見直し（提出者等の押印をしなければならないこととされている地方税関係書類について、押印を要しないこととする）を行うこととされたことを受けて、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

- ・ 書面審理における押印義務の見直し
審査申出人の審査申出書への押印義務について定めた第4条第4項を削り、それに伴い第5項を第4項に、第6項を第5項にそれぞれ繰り上げます。
- ・ 口頭審理における押印義務の見直し
提出者の口述書への押印義務を定めた第8条第5項中の文言を改めます。

2 施行期日 公布の日

3 その他 令和3年6月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 総務部 総務課 総務係 内線2311 47-1815ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会後 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300

【 表 題 】

太田市市税条例の一部改正について

【 目 的 】

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、太田市市税条例について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 個人市民税

(1) 非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し

①均等割の非課税限度額(第24条)・所得割の非課税限度額(附則第5条)

・個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲について、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しない者を除外するものです。

ア 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

イ 障害者

ウ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

《上記の非課税限度額の基準の判定に用いる「扶養親族(※1)」の範囲》

扶養親族の居住地	～15歳	16歳～29歳	30歳～69歳		70歳～
			現 行	改 正 後	
国 内	○	○	○	○	○
国 外	○	○	○	×(※2)	○

(※1)その年の12月31日現在の年齢で判定。

(※2)上記のア～ウに該当する者を除く。

②公的年金等受給者の扶養親族申告書(第36条の3の3)

・上記①の見直しに伴い、扶養親族申告書の提出義務のある者が有する扶養親族の範囲に係る規定を整備するものです。

(2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)(附則第6条)

・対象となる医薬品の範囲の見直しを行った上で、適用期限を令和9年度まで(現行:令和4年度まで)、5年延長するものです。

(3) 特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金税額控除(第34条の7)

・その対象となる寄附金から、出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するものです。

(4) 施行期日

上記(1): 令和6年1月1日 上記(2)(3): 令和4年1月1日

2 固定資産税

(1) 課税標準の特例措置(附則第10条の2)

・特定都市河川浸水被害対策法等に基づき整備された雨水貯留浸透施設に対する固定資産税の課税標準の特例(地方税法附則第15条第46項)の新設に伴い、規定を整備するものです。

対象資産	現行	改正後		備考
	特例率	特例率 (参酌基準)	太田市の特例率 (案)	
雨水貯留浸透施設に 係る固定資産税	—	1/6以上1/2以下 (1/3)	1/3	

(2) 施行期日

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日

3 その他

令和3年6月定例会に議案を提出します。

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 市民税一係 内線2390 ダイヤルイン47-1932
 資産税課 管理・償却資産係 内線2361 ダイヤルイン47-1933

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 石塚 順一 内線2500



【 表 題 】

太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について

【 目 的 】

放課後児童クラブの新設に伴い条例の一部改正が必要になったため、太田市放課後児童クラブ条例の関係条文について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

- 別表（第2条関係）の一部改正
- ・新設クラブの追加

名 称	位 置
太田市宝泉小第2放課後児童クラブ	太田市由良町1738番地1

※太田市宝泉小放課後児童クラブの利用児童の増加のため

2 施行期日

令和4年4月1日

(必要な準備行為については、施行前においても行うことができることを附則に規定する。)

3 その他

令和3年6月定例会に議案を提出します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先

福祉子ども部 児童施設課 放課後児童支援係 内線2592 タイヤイン47-1924

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 榎原 明憲 内線3400



【 表 題 】

太田市国民健康保険税条例の一部改正について

【 目 的 】

- 1 新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものです。
- 2 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合やその影響により、収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免について規定するものです。

【 概 要 】

- 1 改正内容
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の定義の改正（附則第18項の改正）

現行の条文では、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」としていますが、同法の当該条文が削除されたため、改正するものです。なお、定義は直接書き下ろす形とします。
 - (2) 令和3年度における国民健康保険税減免の条文の改正と追加（附則第19項を20項に改正、第19項を追加）

新型コロナウイルス感染症のり患により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合やその影響により、収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免について規定するものです。減免対象となるのは、令和2年度及び令和3年度賦課分で、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に設定された納期限に係る保険税です。
- 2 施行期日 公布の日
- 3 その他 令和3年6月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 保険係 内線2565 47-1825ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 檜原 明憲 内線3400



【 表 題 】

太田市国民健康保険条例の一部改正について

【 目 的 】

新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症の定義の改正（附則第5項の改正）

現行の条文では、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」としていますが、同法の当該条文が削除されたため、改正するものです。なお、定義は直接書き下ろす形とします。

2 施行期日 公布の日

3 その他 令和3年6月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 給付係 内線2562 47-1825ダイヤル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 檜原 明憲 内線3400



【 表 題 】

太田市介護保険条例の一部改正について

【 目 的 】

- 1 新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものです。
- 2 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合やその影響により、収入減になった見込みの場合に介護保険料の減免について規定するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症の定義の改正（附則第5条第1項の改正）

現行の条文では、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」としていますが、同法の当該条文が削除されたため、改正するものです。なお、定義は直接書き下ろす形とします。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等に係る介護保険料の減免規定の改正と追加（附則第5条第2項を同条第3項に改正、同条第2項を追加）

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合やその影響により、収入減になった見込みの場合に介護保険料の減免について規定するものです。減免の対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設けられた納期限に係るものとなります。

2 施行日 公布の日

3 その他 令和3年6月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

*問い合わせ先 健康医療部 介護サービス課 介護保険料係 内線2551 47-1948 ギャルィン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 齋藤 貢 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

市道路線の廃止及び認定について

【 目 的 】

公共事業及び民間開発等に伴う市道路線の廃止及び認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めることを報告するものです。

【 概 要 】

1 路線内訳（路線名、路線延長）

廃止路線	太田龍舞高原142号線	ほか9路線	延長3,207m
認定路線	太田龍舞町1429号線	ほか9路線	延長1,579m

2 その他 道路法第8条第2項の規定により、令和3年6月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 路政係 内線2713 47-1835ダイヤル

- 内 容 【 1.協議事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 1.庁議後 】

都市政策部長 氏名 齋藤 貢 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市新田クリーンセンター下水道投入施設改造工事請負契約の締結について

【 目 的 】

太田市新田クリーンセンター 下水道投入施設改造工事にあたり、請負者を選定し契約を締結するため、議会に上程するものです。

【 概 要 】

- 1 履 行 名 称 太田市新田クリーンセンター下水道投入施設改造工事
- 2 履 行 場 所 太田市新田下田中町1342番1地内
- 3 契 約 締 結 日 議会議決の日
- 4 履 行 期 間 議会議決の翌日から 令和5年2月28日まで
- 5 契 約 方 法 指名競争入札 (10者)
- 6 予 定 価 格 200,530,000円 (消費税を含まない)
- 7 落 札 価 格 179,340,000円 (消費税を含まない)
- 8 落 札 率 89.43%
- 9 契 約 金 額 197,274,000円 (内消費税 17,934,000円)
- 10 補 助 金 なし
- 11 請 負 者 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
JFE環境テクノロジー株式会社 代表取締役 崎山 芳行
- 12 工 事 内 容 (1)土木工 ・管渠工 一式 ・さく井工 一式
(2)機械設備工 ・移送ポンプ 一式 ・攪拌ポンプ 一式
・放流ポンプ 一式 ・取水ポンプ 一式
・し渣設備 一式
(3)電気設備工 ・機械制御盤 一式 ・計装盤 一式
・汎用UPS 一式 ・非常通報装置 一式
・計装機器 一式 ・現場操作盤 一式
- 13 入 札 参 加 者 共和化工株式会社関東支店 クボタ環境サービス株式会社 (辞退)
(10者) 株式会社クリタス (辞退) 水ingエンジニアリング株式会社首都圏支店 (辞退)
住友重機械エンバイロメント株式会社 月島機械株式会社 (辞退)
株式会社西原ネオ (辞退) 日立造船株式会社東京本社 (辞退)
JFE環境テクノロジー株式会社 株式会社ヤマト
- 14 そ の 他 6月定例会に議案提出予定です。

【備考】

※ 落札率については、落札金額÷予定価格×100(小数点第3位四捨五入)

※ 問合せ先 都市政策部 下水道課 施設管理係 内線2683 47-1949 ダイヤルイン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【2.委員会・委員会協議会后】

消防本部消防長 氏名 櫻井 修一 外線 (TEL) 33-0200



【 表 題 】

財産の取得について（高規格救急自動車）

【 目 的 】

車両・資機材ともに老朽化した西部消防署尾島分署の高規格救急自動車(救急尾島1号車)を更新し、装備の充実強化を図ることを目的とするものです。

【 概 要 】

- 1 取得財産 高規格救急自動車 1台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得予定価格 36,605,800円（消費税込）
- 4 契約の相手方 群馬県前橋市城東町一丁目6番地の8
群馬日産自動車株式会社
代表取締役 天野 慎太郎
- 5 入札参加者 2者
群馬日産自動車株式会社、群馬トヨタ自動車株式会社法人部
- 6 配置予定先 西部消防署尾島分署
- 7 納入期限 令和4年3月31日（木）
- 8 本契約を締結するため、6月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 警防課 警防救助係 内線2312 電話 33-0203

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 2200



【 表 題 】

太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

太田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年太田市条例第67号）附則第3項において、「新型コロナウイルス感染症」が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条の規定を引用して定義されていますが、同政令が新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第25号）第1条第1号の規定により廃止されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症」の定義規定の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

（附則第3項の改正）

現行の条文では、新型コロナウイルス感染症を「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定するもの」としていますが、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改めるものです。

2 施行日 公布の日

3 その他 令和3年6月定例会に議案を提出します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線 2233 47-1961ダイヤル

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

太田市手数料条例の一部改正について

【 目 的 】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されたことから、当該個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するものです。

【 概 要 】

- 1 改正内容
別表第1個人番号カードの再交付の項を削る。
- 2 施行期日 令和3年9月1日
- 3 今後の予定 令和3年6月定例会に議案として提出予定

【 備 考 】

* 問合せ先 市民生活部 市民課 窓口記録1 内線2410 47-1937ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2210



【 表 題 】

令和3年度太田市功労者及び徳行者表彰式の挙行について

【 目 的 】

市民の模範とすべき功労者及び徳行者を表彰してその功績をたたえ、本市自治、産業、文化などの振興、市民福祉の増進、民生の安定向上に資することを目的とします。

【 概 要 】

- 1. 日 時 令和3年6月25日（金） 午後3時

- 2. 会 場 太田市民会館 スタジオ

- 3. 被表彰者 功労者 56件 徳行者 16件 計 72件

- 4. 出席者 被表彰者、市長、市議会議長、副市長、教育長、企画部長、総務部長

- 5. 次 第 ・開 式
 ・表彰状授与
 ・主催者挨拶
 ・来賓祝辞
 ・謝 辞
 ・閉 式

- 6. その他 現在、群馬県における警戒度は、5月21日まで最も高い4となっておりますが、その後の動向を確認し、予定どおり実施するか、延期するかを判断します。なお、延期する場合、9月10日（金）午後3時から同会場における開催を予定しております。

【 備 考 】

問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線2211 47-1808 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 (TEL) 2200

【 表 題 】

太田市LINE公式アカウントの開設について

【 目 的 】

新型コロナウイルス感染症関連情報をはじめ、市民に広く市政情報を発信するためコミュニケーションアプリ「LINE」の公式アカウントを開設するものです

【 概 要 】

1. LINEの概要

- ・国内月間アクティブユーザー数：8,600万人（日本の人口の68%以上）
- ・ユーザーの半数以上が40歳以上。幅広い年齢層に利用されている
- ・会社員や主婦、学生に多く利用されている

2. 太田市LINE公式アカウントの概要

- ・アカウント名：太田市（LINE ID：@ota_city）
- ・主な用途：
 - （1）新型コロナウイルス感染症関連情報や市政情報、災害情報の発信（週1回程度）
 - （2）リッチメニュー（別紙1）から市HPへアクセス
- ・運用開始日：令和3年6月1日（火）
- ・使用料：無料（LINE社が提供する地方公共団体プランが適用となっているため）

3. 今後の対応

広報おたや市HP、チラシ・ポスター、市民向けの通知文への同封などを活用しながら市民の「友だち登録」（別紙2）を進めていきます。

4. その他

本市LINE公式アカウントでは、利用者からの個人情報を取り扱うような「予約」や「申請」といった機能は付加しません。また、ユーザーが当該公式アカウントを使用する際に費用は発生しません。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 広報課 広報係 内線2252 47-1812 ダイヤル



- 内 容 【 2.連絡事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

令和2年度相談業務等の実績報告について

【 目 的 】

市民そうだん課における令和2年度の相談業務及び陳情について、その結果を報告するものです。

【 概 要 】

相談業務等件数 (単位：件)

名 称	件 数		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
無 料 法 律 相 談	681	605	603
市 民 相 談	842	547	513
手紙・FAX・電子メール	503	547	763
陳 情	30	46	50
合 計	2,056	1,745	1,929

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、法律相談等は電話での相談となりました。来庁しての相談者は減少しましたが、手紙や電子メールでの相談が増加し、合計件数は前年度に比べて184件の増加となりました。

- ① 無料法律相談については、相続、離婚、金銭の順で相談件数が多くなっています。
- ② 市民相談については、近隣、家庭、金銭の割合が多くなっています。
- ③ 手紙・電子メールについては、健康（新型コロナウイルス感染症対応等）、こども・教育、行政サービス等、多岐にわたる要望がありました。
- ④ 陳情については、道路・都市整備、市有施設管理の割合が依然として多く、加えて、令和2年度は健康（新型コロナウイルス感染症対応等）が多く見られました。

【 備 考 】

問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 市民そうだん係
 内線2443 47-1897ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

令和2年度太田市消費生活センター相談実績報告について

【 目 的 】

太田市消費生活センターの今後の啓発活動や相談業務に活用する目的で、令和2年度の相談内訳と相談概要について集計・分析しましたので、その結果を報告するものです。

【 概 要 】

- 1 年度別相談件数・・・令和元年度は1,709件、令和2年度は1,652件、前年度比で57件減少しました。
相談は商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せであり、相談内容は年々複雑化、巧妙化してきています。
- 2 主な相談内訳・・・商品一般（商品の特定ができない相談）197件、放送・コンテンツ等（インターネット利用による有料サイト等の相談）131件、融資サービス（多重債務や借金の相談）83件です。架空請求は減少しました。
- 3 相談概要・・・（1）性別では、男性47.6%、女性48.0%、団体等4.4%でした。
（2）年齢別では、60歳以上の相談件数が依然として多く、相談件数全体の37.1%を占めています。
（3）職業別では、給与生活者38.1%、無職19.7%、家事従事者15.7%の順で多く、契約購入金額の合計は約5億1千3百万円となり、昨年度比で5%の増となりました。
（4）新型コロナ関連では、マスクや消毒液、体温計等の注文のトラブルや送り付け、旅行代金や結婚式費用の返金、海産物等の電話勧誘などの相談が多くありました。

【 備 考 】

問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 消費生活センター
内線 2448 30-2228 ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 2400



【 表 題 】

令和2年度ふるさと納税の受領状況について

【 目 的 】

令和2年度のふるさと納税の全受領状況及び「にいたやま教育応援分」を報告するものです。

【 概 要 】

1. 件数及び受領金額

令和2年度 2, 566件 155, 950, 500円（前年比239%増）
 （うち市内 49件 7, 546, 000円）

〈参考〉過年度の実績

令和元年度 795件 65, 126, 100円
 平成30年度 570件 49, 700, 000円
 平成29年度 671件 49, 978, 932円

2. 寄附の使い道

使い道	件数	寄附金額（円）
美術館・図書館の運営	1,050	12,507,000
文化の振興	221	5,119,000
スポーツの振興	127	63,957,000
福祉・健康の増進	269	5,259,000
生活環境の整備	78	1,253,500
太田市政全般	765	26,589,000
にいたやま教育応援分	56	41,266,000
合 計	2,566	155,950,500

「にいたやま教育応援分」に係る件数及び受領金額

令和2年度 56件 41, 266, 000円
 （うち市内 37件 2, 358, 000円）

「にいたやま教育応援分」寄附者の応援希望先

市内公立小・中学校及び指定なし 25件 2, 608, 000円

内訳

校名	寄付件数	寄附金額 (円)
太田小学校	3	113,000
鳥之郷小学校	1	30,000
南小学校	1	500,000
休泊小学校	2	25,000
宝泉小学校	1	100,000
毛里田小学校	1	10,000
旭小学校	1	50,000
駒形小学校	1	50,000
尾島小学校	1	10,000
木崎小学校	1	10,000
綿打小学校	1	15,000
藪塚本町小学校	1	1,000,000
東中学校	1	50,000
南中学校	1	500,000
毛里田中学校	1	20,000
旭中学校	1	50,000
木崎中学校	1	10,000
太田中学校	1	10,000
指定なし	4	55,000
合 計	25	2,608,000

市立太田高等学校	8件	3,130,000円
常磐高等学校	2件	90,000円
ぐんま国際アカデミー (GKA)	21件	35,438,000円

【備考】

* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 地域コミュニティ係 内線3611、3612
47-1923 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
○公開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線2400

【 表 題 】

令和2年度1%まちづくり事業の実績報告について

【 目 的 】

1%まちづくり事業は、市民の参画と協働のまちづくりの実践事業であります。市民の自発的なまちづくり活動を支援し、地域コミュニティをより活性化させようとするものであり、事業の実績報告を行うものです。

【 概 要 】

1 令和2年度事業実績

区分	令和2年度（A）	令和元年度（B）	増減（A）－（B）
申請件数	125件	129件	△4件
採択件数	123件	128件	△5件
不採択件数	2件	1件	1件
再提案依頼数	0件	0件	0件
取下げ件数	9件	0件	件
総事業費（計画）	56,468,281円	65,428,391円	△8,960,110円
採択金額	38,157,000円	43,504,000円	△5,347,000円
実施件数	114件	128件	△14件
総事業費（実績）	19,870,042円	60,895,776円	△41,025,734円
決算額	18,969,000円	39,601,000円	△20,632,000円

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 地域コミュニティ係

内線3612 47—1923ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 石坂 之敏 内線 2400

【 表 題 】

令和2年度公共交通機関の運行実績報告について

【 目 的 】

本市で運行するシティライナーおおた、おうかがい市バス【どあ宅】、市営無料バスの運行実績を報告するものです。

【 概 要 】

1. シティライナーおおた【3路線：新田線、尾島線、市内循環線】
(運行事業者：(株) 矢島タクシー)

(1) 年度別総事業費、運行補助金及び利用者数の推移

	総事業費	運行補助金	利用者数
平成30年度	26,692,288円	19,786,722円	53,351人
令和元年度	27,574,741円	20,538,365円	52,563人
令和2年度	25,231,604円	20,261,637円	35,324人

(2) 令和2年度路線別内訳

	総事業費(A)	収入額(B)	運行補助金 (C) = (A) - (B)	収支率 (D) = (B) / (A)	利用者数
新 田 線	9,155,835円	3,384,056円	5,771,779円	37.0%	24,431人
尾 島 線	8,228,273円	964,858円	7,263,415円	11.7%	8,286人
市内循環線	7,847,496円	621,053円	7,226,443円	7.9%	2,607人
計	25,231,604円	4,969,967円	20,261,637円	19.7%	35,324人

2. おうかがい市バス【どあ宅】(運行委託先：(株) 矢島タクシー)
年度別運行委託料、利用登録者数及び延べ利用者数の推移

	運行委託料	利用登録者数	延べ利用者数
平成30年度	56,360,220円	3,703人	32,556人
令和元年度	56,019,369円	3,984人	31,647人
令和2年度	31,558,518円	2,002人	17,130人

3. 市営無料バス

年度別総利用者数の推移

	西バス系統	東バス系統	葦川鳥之郷線	宝泉新田線	合 計
平成30年度	27,007人	11,369人	—	—	38,376人
令和元年度	34,857人	15,673人	—	—	50,530人
令和2年度	25,999人	8,674人	1,957人	1,907人	38,537人

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 交通対策係 内線2431
47-1826ダイヤル

- 内 容 【2. 連絡事項】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 村岡 芳美 内線 (TEL) 3 6 0 0



【 表 題 】

オーストラリア女子ソフトボール代表チームの事前キャンプ受入れについて

【 目 的 】

オーストラリア女子ソフトボール代表チームの東京2020オリンピックにおける事前キャンプについて、その概要を報告するものです。

【 概 要 】

1 事前キャンプ概要

- (1) 期 間 令和3年6月1日(火)～7月17日(土) 47日間
- (2) 受入人数 33名(選手・スタッフ含む)
- (3) 練習内容 実業団チームとの練習試合を中心として実施
- (4) 練習会場 運動公園野球場 など

2 新型コロナウイルス感染症対策等

国のホストタウン等における感染症対策に従い、三密の回避、マスクの着用、手洗い・消毒、換気の徹底、滞在場所における市民等との動線の分離等、新型コロナウイルス感染症防止に努め、選手等がベストコンディションで大会に臨めるように、万全の態勢で受入れられるよう準備を進めます。

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 文化スポーツ部 文化スポーツ総務課 総務係
内線3621 47-1852 ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 石塚 順一 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

第6期太田市障がい福祉計画及び第2期太田市障がい児福祉計画について

【 目 的 】

障がい福祉サービスに係る数値目標を設定することにより、障がい者が自立し、安心して地域で暮らすことのできる仕組みを充実させるとともに、障がい者福祉の一層の向上を図ることを目的として、障害者総合支援法の規定により「第6期太田市障がい福祉計画」を策定しました。

また、障がい児通所支援及び相談支援の体制の確保とその他障がい児通所支援及び障がい児相談支援を円滑に実施することを目的として、児童福祉法の規定により「第2期太田市障がい児福祉計画」を策定しました。この計画は市町村障害福祉計画と一体的に策定することが可能とされているものです。

【 概 要 】

- 1 計画期間 令和3年度から令和5年度まで
- 2 第6期太田市障がい福祉計画・第2期太田市障がい児福祉計画
 - 第1章 計画の策定にあたって
 - 第2章 障害のある人の状況
 - 第3章 自立支援システムの全体像
 - 第4章 成果目標（令和5年度末の基本目標）
 - 第5章 活動指標（障がい福祉サービス等の見込み量）
 - 第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み
 - 第7章 計画の推進

3その他

第6期太田市障がい福祉計画・第2期太田市障がい児福祉計画については、関係機関等へ後日配布予定です。

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 福祉こども部 障がい福祉課 自立支援係 内線 2518

●内 容 【 2.連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 石塚 順一 内線 2500



【 表 題 】

令和2年度「社会福祉法人に対する一般監査」及び「介護サービス事業者に対する実地指導」の実施結果の概要について

【 目 的 】

社会福祉法人に対する一般監査（根拠：社会福祉法第56条第1項）及び介護サービス事業者に対する実地指導（根拠：介護保険法第23条）について、令和2年度における実施結果の概要を報告するものです。

【 概 要 】

1か所当たり原則3年に1回の頻度で、事業所等に赴いて実施。（新型コロナウイルス感染による重症化リスクの高い高齢者の入所施設を経営する社会福祉法人及び指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の実施を見送る。）指摘区分は次の2段階。

- ・ 文書指摘：法令又は通知等の違反で、改善報告を要するもの
- ・ 口頭指摘：法令又は通知等の軽微な違反、又は上記の文書指摘に該当しない違反

1 社会福祉法人に対する一般監査の結果（実施数・指摘数）

小数点第二位以下四捨五入

年度	対象数 *年度末現在	実施数	文書指摘数 (法人あたり平均)	口頭指摘数 (法人あたり平均)	合計 (法人あたり平均)
令和2年度	52法人	14法人	43件 (3.1件)	88件 (6.3件)	131件 (9.4件)
〈参考〉 令和元年度	52法人	20法人	65件 (3.3件)	123件 (6.2件)	188件 (9.4件)

2 介護サービス事業者に対する実地指導の結果（実施数・指摘数）

(1) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者

小数点第二位以下四捨五入

年度	対象数 *年度末現在	実施数	文書指摘数 (事業者あたり平均)	口頭指摘数 (事業者あたり平均)	合計 (事業者あたり平均)
令和2年度	87事業者	0事業者	—	—	—
〈参考〉 令和元年度	89事業者	24事業者	37件 (1.5件)	84件 (3.5件)	121件 (5.0件)

(2) 指定居宅介護支援事業者

小数点第二位以下四捨五入

年度	対象数 *年度末現在	実施数	文書指摘数 (事業者あたり平均)	口頭指摘数 (事業者あたり平均)	合計 (事業者あたり平均)
令和2年度	66事業者	20事業者	10件 (0.5件)	15件 (0.8件)	25件 (1.3件)
〈参考〉 令和元年度	62事業者	22事業者	22件 (1.0件)	28件 (1.3件)	50件 (2.3件)

【 備 考 】 問い合わせ先 福祉子ども部 社会福祉法人監査室 監査指導係

内線2531 47-3363 (ダイヤル)

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 齋藤 貢 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

市街地再開発事業に係る都市計画手続きについて

【 目 的 】

太田駅南口地区内において、高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行い、民間施行による市街地再開発事業の実施を促し、土地の合理的かつ健全な高度利用と中心市街地における賑わいの創出を図るものです。

【 概 要 】

- 1 内 容 ①太田都市計画高度利用地区【変更】（太田駅南口第三地区）
- ②太田都市計画第一種市街地再開発事業（太田駅南口第三地区）

(参考) 高度利用地区・・・用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区。なお、第一種市街地再開発事業は、高度利用地区等の区域内でなければ施行できない。

- 2 区 域 上記①②ともに同一区域で、面積は約1.6ha。

3 今後のスケジュール（予定）

県事前協議（事務連絡会）	令和3年	4月～5月
関係権利者等への説明		5月～6月
都市計画原案の閲覧及び案の縦覧		6月～7月
市都市計画審議会		8月
都市計画決定告示		8月

【 備 考 】

- * 問い合わせ先
都市政策部 まちづくり推進課 整備推進係 内線2821 47-3320 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 齋藤 貢 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

令和2年度太田市空家等除却補助事業完了の報告について

【 目 的 】

空き家を除却する市民に対し補助金を交付することにより、空き家所有者の自発的な除却及び土地の利活用を促進し、地域の活性化を図る事を目的として制定された「太田市空家等除却補助金」の令和2年度事業が完了したので報告するものです。

【 概 要 】

- 1. 補 助 件 数 98件 (申請件数 100件 うち取り下げ等件数 2件)
- 2. 申 請 期 間 令和2年4月13日から令和2年9月30日
- 3. 完了報告期限 令和3年2月28日まで
- 4. 補助交付金額 47,531千円
- 5. 対象工事費 149,585千円
- 6. 空家等の種別 ① 苦情等により市で指導している空家等 16件
 ② 一般の空家等 82件

【 備 考 】

- * 問い合わせ先
都市政策部 まちづくり推進課 空家対策係 内線2823 47-1843 タイヤン

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 齋藤 貢 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

令和2年度太田市住宅リフォーム支援事業完了の報告について

【 目 的 】

市内施工業者を利用して自宅をリフォームする市民に対し、経済対策の一環として、太田市住宅リフォーム支援事業補助金（太田市金券）を交付することにより、市民の居住環境向上及び市内の経済活性化を図ることを目的として制定された令和2年度の「太田市住宅リフォーム支援事業」の全てが完了しましたので、事業の実績を報告するものです。

【 概 要 】

- 1. 補 助 件 数 657件（申請件数 716件、うち工事中止等件数59件）
- 2. 申 請 期 間 令和2年6月15日から令和2年9月30日
- 3. 工 事 期 間 令和3年2月26日までに完了したもの
- 4. 補 助 金 額 107,487千円
- 5. 補助対象(工事)額 590,034千円
- 6. 対象工事種別 ①塗装工事 ②内装工事 ③水回り工事 ④外壁工事 ⑤建具工事
⑥屋根工事 ⑦電気設備工事 ⑧畳工事

※対象工事種別は多い順で、一申請につき工事内容の重複有り

【 備 考 】

- * 問い合わせ先
都市政策部 まちづくり推進課 空家対策係 内線2825 47-1955 タイヤン

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

行政事業部長 氏名 鈴木 聡 (TEL) 0277-78-2842



【 表 題 】

おおた渡良瀬産業団地の分譲契約状況等について

【 目 的 】

本市の新たな産業拠点として造成済みのおおた渡良瀬産業団地について、早期分譲を図るため随時募集を行い、事業主体である太田市土地開発公社と企業との間で分譲契約を締結いたしましたので報告するものです。

【 概 要 】

1 企業選定 太田市企業選定委員会において、下記の業者が選定されました。

2 分譲契約状況

(1) 分譲区画

区画	選定企業名	操業内容	分譲面積	分譲単価
H-1	関東建設工業(株)	倉庫	19,806.26㎡	24,200円/㎡ (約80,000円/坪)

(2) 分譲契約締結日 令和3年5月17日

3 分譲予約契約の契約解除合意状況

(1) 分譲予約契約解除区画

区画	企業名	操業内容	予約面積	分譲単価
H-1	中一陸運(株)	倉庫	19,800㎡	24,200円/㎡ (約80,000円/坪)

(2) 契約解除合意契約締結日 令和3年4月7日

【 備 考 】

* 問い合わせ先 行政事業部 用地管理課 管理係 0277-78-2842(ダイヤル)

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 20-7085



【 表 題 】

太田市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について

【 目 的 】

義務教育段階において一定の男女のバランスを保障するため、学校管理規則の一部を改正し、太田市立太田中学校の募集定員を男女同数とするものです。また同校の編入学について、生徒定員の範囲内において入学を許可することを明記するものです。

【 概 要 】

- 1 改正内容
第27条の3の生徒定員を男子51名、女子51名（計102名）とする。
第27条の8に「その生徒定員の範囲内において」を加える。
- 2 施行年月日（予定）
令和4年4月1日

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 学校教育課 指導係 内線 55-2128 ダイヤル